

枚方市議会定例会議案書
(令和5年6月定例会)
(追加)

目 次

| | | | |
|--------|------------------|---|---|
| 報告第11号 | 専決事項の報告について | … | 1 |
| | 専決第5号 和解案の受諾について | … | 2 |

報告第11号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）6月23日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 和解案の受諾について（1件）

和解案の受諾について

次のとおり和解案を受諾するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年（2023年）6月19日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 当事者

原告1 枚方市外在住者
原告2 枚方市在住者
被告 住所 枚方市大垣内町2丁目1番20号
氏名 枚方市
代表者 枚方市長 伏見 隆

2. 和解案

- 1、被告は「いじめ防止対策推進法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に違反する行為があったことを認め（以下、「本件」という）、原告らに謝罪する。
- 2、被告は、本件の和解金として、原告1に対しては金150万円を、原告2に対しては金30万円を、いずれも令和5年8月10日かぎり、原告ら代理人の下記銀行預金口座に振り込んで支払う。振込み手続に要する費用は、被告の負担とする。

記

（振込口座）

○銀行 ○支店
○預金 口座番号○
口座名「○（○）」名義

- 3、原告らは、その余の請求を放棄する。
- 4、原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5、訴訟費用は、各自の負担とする。

3. 事件内容と経過

- 1、令和2年8月から部活動内で、当時、中学1年生の原告1が、同部に所属する部員から嫌なことを言われたり、練習中に仲間外れにされたりするなどのいじめを受けていたとの訴えがあった。その後原告1は一時登校ができなくなったが、中学校が関係生徒及

び保護者への聴き取り、指導等を行い、年度の替わった令和3年4月からは登校できるようになった。

- 2、その後の原告1の部活動復帰に向けた関係生徒との話し合いの中で原告1が傷心し、再び登校することができなくなり、原告2は、学校の対応にも不満を持ち、教育委員会へ相談した。原告1が心身に重大な被害を受けていること及び学校からの報告を受けて、令和3年6月3日に教育委員会は、本事案を「いじめ防止対策推進法」に規定されている重大事態として認知し、教育委員会主体での調査を開始した。
- 3、なお、原告1は令和3年6月22日に中学校から他校へ転校している。
- 4、令和4年12月、相手方訴訟代理人より大阪地方裁判所に、医療費、転校に伴う経費、慰謝料等（2,456,740円の請求）の支払いを求める訴状が提出された。
- 5、令和5年3月に教育委員会は調査報告書を取りまとめ、市長及び原告らに報告した。
- 6、令和5年6月15日に、上記2の和解案の提示があり、その内容について妥当であると判断したことから、和解に応じることとしたものである。
- 7、和解に際しては、保険会社より全額補てんの旨が示されているため、和解金の金額について本市の負担が100万円以下となることから、地方自治法第180条第1項、及び「市長の専決処分事項の指定について」第3号、第4号の規定に基づき、令和5年6月19日に市長専決処分を行ったものである。